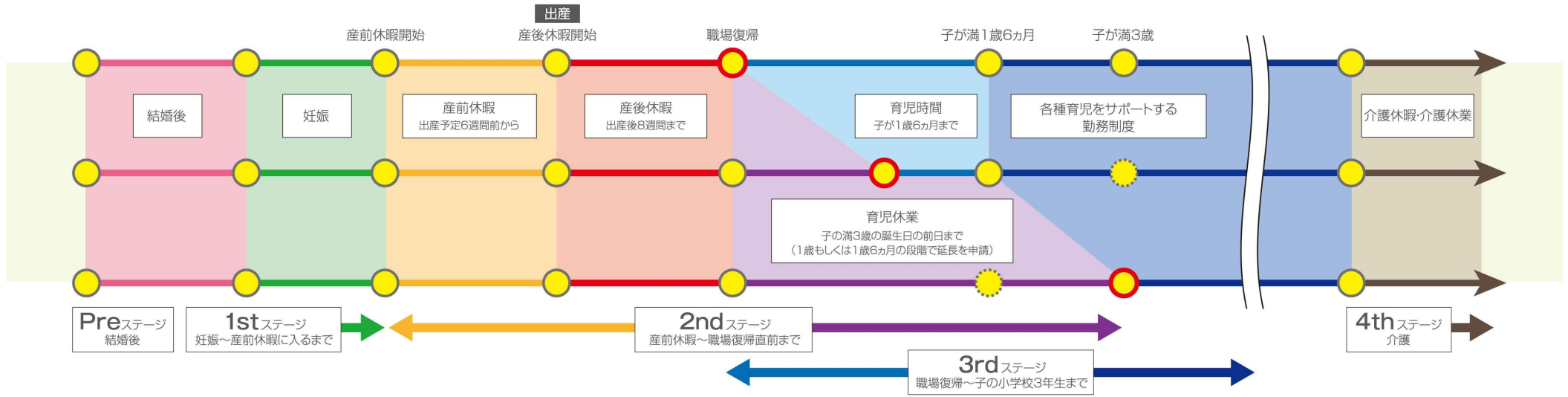


ライフイベント



Preステージ 結婚後

結婚による生活環境に変化があっても仕事を続けることができるよう、配偶者と同居するための勤務地希望制度等を設けています。

1stステージ 妊娠～産前休暇に入るまで

妊産婦が心身ともに健康な状態を保つことができるよう、個々の状況により、時間外労働や休日労働・深夜業の免除や通勤時の混雑緩和のための時差勤務や短縮勤務が利用できるよう制度を整えています。また必要な保健指導や健康診断等の所定就業時間内に通院することが可能です。産前産後休暇は有給です。

2ndステージ 産前休暇～職場復帰直前まで

育児休業は法定を上回る、最長子の満3歳まで取得することができます。個人のワークライフバランスの考え方を重視した取得が可能です。また休業者の相談窓口の設置やパソコンの貸与など、休業中にも必要な情報が提供され、スムーズに復職できるよう支援しています。

3rdステージ 職場復帰～子の小学校3年生まで

育児短縮勤務は小学校3年生まで取得することができます。また、フルタイムで働く場合も個人のライフスタイルに合わせた時差勤務や時間外労働の免除や制限を設けています。育児者が申請した場合には転居を伴う転勤の免除や会社貸与車両での保育園への送迎など、男女を問わず育児に積極的に関わることができるような制度を導入しています。

4thステージ 介護における制度

家族に介護が必要となった場合には、介護休業や介護短縮勤務を利用することができます。いずれも法を上回る、最長2年間の取得が可能です。また、介護のための休暇や深夜業務の免除制度を設けています。

ステージ共通

多様化するワークライフへの考え、様々なライフイベント状況に対応しながら仕事が続けられるよう、勤務地を希望できる制度*導入しています。

また、失効した年次有給休暇を積立て、子供の看護や介護、従業員自身の傷病時に利用できる積立休暇は有給で休暇を取得することが可能です。

* 定期的な転勤が発生する営業職が対象